

ズデーテン問題の発生

Die Entstehung der Sudetenfrage

加 来 浩*

KAKU Hiroshi*

論文要旨

ボヘミア・モラヴィア地方（現チェコ共和国）では、中世以来チェコ人とドイツ人が共存していたが、ハプスブルク家がボヘミア王権を掌握して以来、ドイツ人が支配民族としてチェコ人の上に君臨してきた。1867年のアウスグライヒ以後のオーストリアの民族政策はリベラルだったが、ドイツ人・チェコ人双方のナショナリストを満足させることはできず、ドイツ人とチェコ人の激しい言語戦争はオーストリアの議会政治を麻痺させた。第一次世界大戦の結果、ハプスブルク多民族帝国は解体し、チェコ人は独立を達成した。しかし新生チェコスロヴァキア国家に300万人以上のドイツ人が、その意志に反して編入されたことは、大きな問題を生んだ。

キーワード：ズデーテン問題、言語紛争、民族自決権、サンジェルマン条約

はじめに

ズデーテン問題とは、第一次世界大戦終結から第二次世界大戦の勃発までのいわゆる戦間期（1919-1939年）のチェコスロヴァキアにおけるドイツ人少数民族問題である。サンジェルマン講和条約（1919年9月）の結果、新生チェコスロヴァキア国家には、全人口の23%に当たる300万以上のドイツ人が少数民族として、彼らの意に反して編入された。ズデーテン問題は、これらのドイツ人が居住する通称ズデーテン地方（Sudetengebiet）をチェコスロヴァキアの領土として保全・統合しようとする支配民族チェコ人と、チェコスロヴァキアからの分離独立を含む自決権を要求する少数民族ドイツ人の民族対立である。

ズデーテン問題は20世紀前半に二度「解決」された。一度目は1938年のミュンヘン協定によるズデーテン地方のドイツへの割譲によって、二度目は第二次大戦後のズデーテン地方からのドイツ人の追放によって。

このうち後者のドイツ人の追放については、当事者のドイツ人を除けば、ほとんど容認ないし無視されているが、前者のミュンヘン協定について

は、イギリス・フランスによる「宥和政策」の典型例として批判的に語られるのが通例である。ミュンヘン協定は侵略者ナチス・ドイツに譲歩し、小国チェコスロヴァキアを犠牲にしたものであり、ズデーテン地方の割譲はドイツの地位を強化し、第二次世界大戦を促進した、と。確かにその通りであろう。しかしミュンヘン協定が第二次世界大戦を不可避にした、という議論は多分に結果論である。またこのようなミュンヘン協定の評価はイギリスないしドイツなどの大国の立場から、あるいは国際関係という大枠の中でのものである。当のズデーテンドイツ人の立場から見れば、ミュンヘン協定はかなり違ったものに見えるだろう。

本稿では、ミュンヘン協定によるズデーテン地方のドイツへの割譲の意義について考察するために、その前提であるチェコスロヴァキア国家の建国とズデーテン問題の発生について、従来わが国の研究ではほとんど注目されることのなかった当事者のズデーテンドイツ人の立場からの考察を試みるものである。

*弘前大学教育学部社会科教育教室

Department of Social Studies, Faculty of Education, Hirosaki University

第1章 ハプスブルク帝国におけるチェコ人とドイツ人の言語戦争

第1節 アウスグライヒ（1867年）以前

タキトゥス『ゲルマニア』によれば、紀元1世紀にはボヘミア・モラヴィア地方にはゲルマン人が居住していたという¹⁾。しかしこのことはこの地方に対するドイツ人の「歴史的権利」を保証するものではない（そもそも「歴史的権利」という概念自体がうさんくさい）。その後ゲルマン人は「諸民族の移動」で西ヨーロッパへ移住し、後にチェコ人がボヘミア・モラヴィア地方に移住、チェコ人国家を建国した。チェコ人国家は神聖ローマ皇帝と封建的主従関係を結んだが、これはドイツ人の実質的支配を意味するものではなかった。

12世紀頃からのドイツ人の「東方植民」の一環として、またチェコ人の国王や貴族が辺境地域の開発のために積極的にドイツ人植民者を招いたため、ボヘミア・モラヴィアの周辺地域に聖職者、商人、農民などの多数のドイツ人が移住した。しかしこの植民はドイツ人による「侵略」とは言えないだろう²⁾。

ドイツ人たちは次第に都市や境界地域で多数を占めるようになった。ボヘミア・モラヴィアとドイツの文化的つながりが強まった。しかし14世紀にドイツ系のルクセンブルク家³⁾が、また16世紀にハプスブルク家が「ボヘミア国王」位を継承しても、この地方は基本的にはチェコ人の性格を保持した。ドイツ人とチェコ人の民族的な対立は、通常両民族が混住することがほとんどなかったこともあって、まだ表面化しなかった。

ドイツ人の実質的支配が始まったのは、ボヘミアのプロテスタント貴族の反乱を契機とするドイツ三十年戦争の最中の1620年の白山（ビーラー・ホラ）の戦いの後だった。チェコ人貴族軍は皇帝軍に敗北し、以後支配民族＝ドイツ人、被支配民族＝チェコ人という図式が成立した。ドイツ人はボヘミア・モラヴィアの行政・経済・社会のあらゆる面で支配的地位を独占した。ドイツ語が公用語になり、チェコ語は公用語としての地位を失ったわけではないものの、「農民と使用人のことば」（Sprache der Bauern und Dienstboten）⁴⁾として蔑まれた。19世紀前半において、ボヘミアの主要都市ではブラハを初め、ドイツ語が日常語となっていた。首都ブラハでは90%以上がドイツ語を使用していたという⁵⁾。

第2節 オーストリア憲法

ボヘミア・モラヴィアは、1866年のプロイセン・オーストリア戦争でオーストリアが敗れた後、1918年までオーストリアの一部として留まった。敗戦後、オーストリアは生き残りのため、ハンガリー人（マジャール人）に広範な自治権を与えるアウスグライヒ（妥協、協定）を結び、「オーストリア・ハンガリー二重帝国」（正式名称はオーストリア・ハンガリー君主国、通称ハプスブルク帝国）が成立した。^{5a)}

ハプスブルク帝国内の他の諸民族は、チェコ人を初めとして当然のことながらマジャール人と同等の地位を望んだ。皇帝フランツ・ヨーゼフはマジャール人に続いてチェコ人も妥協をはかろうとして、ボヘミア王国の自治権を認め、ブラハでボヘミア国王として戴冠式を行うと発表した。しかし「国家民族」（Staatsvolk）たるドイツ人とマジャール人が激しく抵抗し、「三重帝国」は成らなかった。チェコ人は帝国議会（Reichsrat）をボイコットした。ドイツ人とチェコ人の和解は失敗した⁶⁾。

ところで1867年12月に制定されたオーストリア憲法では、19世紀初め以来のチェコ人の言語要求（チェコ語とチェコ文化の復権）にある程度答えていた。その第19条では、

「国家内のすべての民族（Volksstamm）は平等であり、あらゆる民族はその民族性（Nationalität）と言語を使用し保持する不可侵の権利を有する。

学校、公職、公共生活において、この国で使用されているすべての言語の平等が国家によって承認される。複数の民族が居住している州では、公教育機関は、すべての民族が第二言語の習得を強制されることなく、自分の言語で教育を受けられるよう必要な手段を講じなければならない。」⁷⁾

学校教育においては子どもの母語（Muttersprache）を授業語にするという原則が貫かれていて、今でも立派に通用する、非常にリベラルな規定である。同じ頃ドイツ・プロイセンのポーランド人居住地域やフランス国内の非フランス語地域の学校で、子どもにとっては「外国語」であるドイツ語ないしフランス語を授業語とし、母語を追放しようとしていたのとは対照的である⁸⁾。オーストリアは、少なくとも憲法の上では、国民国家では「常識」であった一国家＝一言語政策は取ってなかった。オーストリアでは既に

1848年以後、初等教育は民族語を授業語とするのが通例となっており、憲法第19条は現実を承認したものとも言える^{8a)}。

第3節 ターフエ言語令（シュトレマイヤー言語令）

憲法の規定は立派であったが、学校教育以外の領域でのドイツ語の優位は続いていた。ボヘミアにおける資本主義の急速な発展で力をつけたチェコ人ブルジョアワジー・知識人は憲法の規定を実質的なものにするよう要求を強めた。

1880年4月、首相ターフェ Taaffe は憲法で謳われている平等の原則の実施のために、いわゆるシュトレマイヤー言語令（シュトレマイヤー Stremayer は内相）を出した。この法令はボヘミアにおける「外的公用語」（äussere Amtssprache, =役所と一般市民の間）でのチェコ語とドイツ語の平等を定めたもので、これによりすべての行政機関は二つの国家語（Landessprachen, ドイツ語とチェコ語）のうち、市民の使用する言語で事務処理することになった。また行政機関の布告は両言語で書かれ、刑事裁判では被告人の言語を使用することとなった⁹⁾。

またターフェは、プラハ大学をドイツ語部とチェコ語部に分割し、ボヘミア州議会のチェコ人議員の枠を拡大し、チェコ人の要求に答えた。要求を一部勝ち取ったチェコ人は、議会ボイコットをやめ、帝国議会に復帰した。

しかしターフェの改革は支配民族ドイツ人に大きな抵抗を呼んだ。ボヘミアでは工業の急速な発展により工業地域（ほとんどがドイツ人地域）への大量のチェコ人の人口移動が発生し、ドイツ人とチェコ人の混住状態をもたらしていた。新しい言語令により、ドイツ人が圧倒の多数の地域でも、チェコ人官吏を採用する必要が出てきた。ドイツ人は自らの特権的地位、既得権益があやうくされると感じた。^{9a)}

ドイツ人の中には、多数派であるチェコ人の風下に置かれるのを避けるために、ドイツ人地域とチェコ人地域の行政的分離、さらにはドイツ帝国との合邦を主張する者が始まった。^{9b)} 一方チェコ人の側では、地理的・歴史的根拠を持ち出して、ボヘミアの分割に強く反対した¹⁰⁾。

オーストリア帝国議会は、チェコ人が復帰したにもかかわらず、というよりチェコ人が復帰したために、チェコ人とドイツ人の激しい対立でしば

しば紛糾、正常な運営ができなくなった。

第4節 バデニー言語令

1897年4月、首相バデニー Badeni は、チェコ人の協力を得るために「バデニー言語令」を發布した。これにより従来の「外的公用語」に加えて「内的公用語」（innere Amtssprache, =役所と役所間）におけるドイツ語とチェコ語の完全な平等を定めた。さらにボヘミアとモラヴィアの官吏には、ドイツ語とチェコ語の両言語をマスターしていることの証明が義務づけられた（現職の官吏は3年以内の期限付き）¹¹⁾。

このバデニー言語令は実質的にチェコ人に有利だった。というのは、チェコ人は、特に官吏になろうとする者は通例ドイツ語ができたが、ドイツ人の中にはチェコ語を学ぼうとする者はほとんどいなかったからである。チェコ語に対するドイツ人の根拠のない差別意識、ドイツ人の優越感の結果であろう。

バデニー言語令は、厳密に適用されれば、ボヘミアとモラヴィアの官吏はチェコ人で独占される可能性があった。ドイツ人は、本来「インターナショナル」であるはずのオーストリア社会民主党も含めて、猛烈な反対運動を展開した。ボヘミアのみならず、ウィーンその他の都市でドイツ人の過激な街頭行動・暴動が起きた。議会ではドイツ人議員が議事妨害を繰り返した。皇帝フランツ・ヨーゼフはバデニーを解任せざるを得なかった。バデニー言語令は1899年10月に正式に廃止された。ドイツ人の怒りはおさまったが、今度はチェコ人が怒った。チェコ人はプラハの街頭で抗議デモを行い、議会では審議ボイコット、議事妨害[議場で机をどんだたたく、演壇に向かって物を投げる、ヤジル]で答えた。チェコ人議員の抵抗でオーストリアの帝国議会は麻痺状態に陥った。オーストリアの言語政策・民族政策はそれ自体リベラルなものであったが、ドイツ人・チェコ人双方のナショナリズムを満足させることはできなかった。言語をめぐるドイツ人とチェコ人の対立は、ボヘミアにおいては1918年まで解消されなかった¹²⁾。

第5節 チェコ人政党・ドイツ人政党の立場

第一次世界大戦前、チェコ人とドイツ人の民族対立・言語戦争について諸政党はどのような考えを持っていたのだろうか。

まずチェコ人の政党。1897年に結成された「チェコ国民社会主義党」の結党綱領は次のように述べる。

「我々は、労働者階級の一員としてと同時に、一つのネーションとして自由に生きることを望む。我々は、チェコ・ネーションが独立のネーションとして、またヨーロッパの諸ネーションと平等のネーションとして生きることを望む。鎖につながれ抑圧されたネーションとして生きることを望まない」¹³⁾

ここでははっきり「ネーション」としてチェコ独立国家をめざすことが謳われている。但し、ボヘミア・モラヴィアに住むドイツ人との関係には言及してない。

次にドイツ人政党。急進派を除くドイツ人ブルジョワ諸党は1899年5月、「聖霊降臨節綱領」を発表した。その内容は、

1. 民族別区分

裁判管轄区を民族別に区分する。民族別の裁判管轄区を基礎にして、民族別行政区域、州議会・帝国議会・その他の代表機関の選挙区を作る。

2. 行政組織

州の上級裁判所、最高行政機関は、ドイツ局とチェコ局から構成する。ドイツ人行政区域、その上位の州の(ドイツ)局はドイツ人官吏のみとする。

3. 言語問題

ドイツ語は、ドイツ人行政区域、並びに州の機関のドイツ局において、内的公用語及び外的公用語とする。混住地域、及び首都プラハ(近郊を含む)では、両言語を完全に平等に取扱う。

4. クーリア(Kurien)

都市、商業会議所、農村自治体選出の議員は、民族別クーリアに分割する。このクーリアには民族の利益に関わる重要な問題で拒否権を持つ。

5. 学校予算は民族毎に分離

7. 地方自治体(県、市町村)におけるLandessprachenの使用についての原則

二つのLandessprachenの一方だけを公用語と公式に宣言した自治体(プラハを除く)は、他の言語で出された申請を受理し、交渉し、仕事を処理するのを強制されない。

8. 混住地域、及び近郊を含む首都プラハでの

学校予算

少数民族学校の経費は、当該民族が負担する¹⁴⁾

というものであり、市町村の分割も含めて、行政組織を民族別に完全に分離することと主張した。

最後に「インターナショナル」な政党であるオーストリア社会民主党は、ブリュン綱領(1899年)で、オーストリアを民主的な多民族連邦国家に改編すること、ボヘミア・モラヴィアといった歴史的領邦の連合体の代わりに民族別の連邦国家を作ることを主張した。諸民族の独立ではなく、帝国の枠組みを維持することを主張した。

社会民主党は、領域的[属地主義的]連邦制に加えて、属人主義的連邦制も主張した。諸民族はそれぞれ民族別の法人に登録することにより、混住地域において、また活発化する人の移動に対応し、どこに住んでいようと、自民族の法人の管轄・保護を受けることができるようにという配慮である。

社会民主党は、少数民族の権利を議会制定法によって保障することを主張し、また特権的な「国家語」(Staatssprache)に反対することにより、特定の民族の特権に反対した¹⁵⁾。

しかしオーストリア社会民主党は、本来民族を超越した「インターナショナル」な政党であるはずだったが、既に1897年の党組織の民族別連合体(ドイツ人、チェコ人、ウクライナ人、スロヴェニア人)に改編され、後に1911年にボヘミアとの和解に失敗後、ドイツ人党とチェコ人党に完全分離した。ベルギーでも言語戦争が激化した1960年代に、主要政党はオランダ語系とフランス語系に分離したが、両者の例は、言語の対立がイデオロギーの対立と同等またはそれ以上の意味を持つ場面もあることを示している。^{15a)}

第一次世界大戦直前のハプスブルク帝国では、チェコ人問題だけでなく、南スラヴ人(セルボクロアート人)問題をめぐっても危機が高まっていたが、支配民族であるドイツ人ブルジョワジーとマジャール人貴族の強い抵抗・牽制により、政府は無為無策のままだった。

第2章 ズデーテン問題の発生

第1節 チェコスロヴァキアの独立

1914年に第一次世界大戦が起きた時、ハプスブルク帝国の諸民族は必ずしも帝国からの独立を直ちに現実的なものと考えていたわけではなかった。大戦中チェコ人指導者は、国内に留まり皇帝への忠誠を誓った「チェコスロヴァキア国民委員会」と、国外に亡命し、協商諸国に協力することで、戦後のチェコスロヴァキア独立を果たそうとした「チェコスロヴァキア国民評議会」（マサリク、ベネシュら）に分かれていた。

協商国（連合国）側も当初ハプスブルク帝国の解体を戦争目的とはしてなかった。1918年1月のウィルソンの14カ条も、ハプスブルク帝国については「自治」を要求し、解体を主張してなかった。

“The peoples of Austria-Hungary, whose place among the nations we wish to see safeguarded and assured, should be accorded the freest opportunity of autonomous development.”

諸民族の「自治的発展の最も自由な機会」とあるが、「独立」の語は使用されてない。ポーランドについて「独立」という語が使用されていたのは大違いだった。ウィルソンが、ハプスブルク帝国の大枠の維持は認めたのは、これによってオーストリアが講和に応じるのを容易にしようとしたからと言われる。ドイツとオーストリアの間にクサビを打ち込もうとした¹⁸⁾。

しかし、1918年5月のいわゆる「チェコ軍団事件」、そして1918年7月以降の戦況の急展開により事態は大きく変化し、ハプスブルク帝国の解体は不可避となった。1918年6月29日、連合国はチェコスロヴァキア国民評議会を「将来のチェコスロヴァキア政府の第一の基礎」として承認した。かくてチェコスロヴァキアの独立が決定的になった。チェコスロヴァキアは来るべき講和会議で戦勝国の一員となった。

ドイツ及びオーストリア・ハンガリーの敗戦が決定的になった1918年10月6日、オーストリア帝国議会のドイツ人議員は次のような声明を発した。

「我々はオーストリアのスラヴ人とロマンス人の諸民族（Nationen）の自決権を承認する。オーストリアのドイツ人（deutsches Volk）にも同様の権利を要求する。」¹⁷⁾

ここで「自決権」の語を使用しているが、続けてオーストリアを「自由な諸民族共同体の連合」（Föderation freier nationaler Gemeinswesen）に改造するための交渉を提案してことから、ドイツ人議員たちはまだ帝国の枠組みの維持（君主制か共和制かはともかく）を考えていたことが分かる。

続いて1918年10月16日、皇帝カール1世は「わが忠良なるオーストリアの諸民族へ」という宣言の中で、

「オーストリアをその諸民族の意志に従って連邦国家に変える。そこではすべての民族（Volksstamm）がその居住地において独自の国家共同体を形成する。」¹⁸⁾

と述べた。皇帝は最後の最後になって、戦前の社会民主党の連邦化の主張を受け入れたことになる。

これはウィルソンの14カ条が帝国の解体を要求せず、「自治」に留めていたことに最後の期待をかけたものであるが、しかし遅すぎた。ウィルソンは直ちに「情勢の変化」を理由に「自治」では不十分との覚書を送った¹⁹⁾。ウィルソンはチェコスロヴァキアと南スラヴの独立を要求した。非ドイツ人たちはもはや帝国を完全に見捨てていた。

オーストリア帝国議会のドイツ人議員は10月21日、自ら「ドイツ系オーストリア臨時国民議会」（Provisorische Nationalversammlung für Deutsch-Österreich）となったことを宣言し、ドイツ系オーストリア（Deutsch-Österreich）の建国を決議した。そして「オーストリアの全ドイツ人居住地、特にズデーテン諸国（Sudetenländer）に対する権力を要求」した²⁰⁾。

10月30日、ウィーンで革命が勃発し、臨時国民議会は社会民主党のカール・レンナー Karl Renner を首相とする臨時政府を選出した。11月11日、皇帝カール1世は国事の遂行を放棄し、ここにハプスブルク帝国は崩壊した。11月12日、臨時国民議会は共和国宣言を行い、この中でドイツ系オーストリアはドイツ共和国の構成部分であると宣言した^{20a)}。

これに先立つ10月18日、国外にいたマサリク・ベネシュらは、皇帝の連邦化宣言に対抗してチェコスロヴァキアの独立を宣言した²¹⁾。この独立宣言では新国家の領土として、一方ではその「歴史的権利」を根拠にボヘミア・モラヴィア・

シレジアの「ボヘミアの王冠の諸邦」を要求し、他方では「自然権」(=民族自決権)を根拠に「スロヴァキアの兄弟たち」の領域を要求したが、ご都合主義という感じは否めない²²⁾。多数のドイツ人を新国家に少数民族として編入することについては、「少数派の権利は、比例代表によって守られ、少数民族は平等な権利を享受する」とだけ述べていた。

10月28日、国内のチェコスロヴァキア国民委員会が独立宣言を行い、プラハの政庁を占拠した。この宣言は先のマサリクらの独立宣言に比べれば、政治的内容に乏しく、もっぱら市民に平穏を呼びかけるものであったが、後にこの28日がチェコスロヴァキアの正式な建国の日とされた。²³⁾

第2節 ズデーテン地方の占領

チェコスロヴァキア独立宣言の後、その領土とされたボヘミア・モラヴィア・シレジアのドイツ人たちは、チェコスロヴァキア政府への服従を拒否し、ドイツ系オーストリアないしドイツ帝国との合邦(Anschluss)を主張して行動を起こした。4つの地域で州政府が樹立された。

1918年10月29日、普通選挙で選ばれたドイツ人帝国議会議員たちは、ドイツと隣接するエーガーラント(Egerland)と北部ボヘミアに、ライヘンベルク Reichenberg を首都とする「ドイツ系ボヘミア」(Deutsch-Böhmen)州の樹立を宣言した。州首相(Landeshauptmann)には最初パッヒャー Pacher 議員が就任し、数日後にロトマン Lodgman に交代した。続いて10月30日、シュレジェン、北部モラヴィア、東部ボヘミアに「ズデーテンラント」(Sudetenland)州が形成され、州首相にはフライスラー Freissler が選出された。両州政府にはすべての政党が閣僚を送った²⁴⁾。

11月に入って、オーストリアと隣接する南部ボヘミアと南部モラヴィアに、それぞれ「ベーマーヴァルトガウ」(Böhmerwaldgau)、「ツナイム」(Zneim)両自治政府が樹立された²⁵⁾。

11月24日、ドイツ系ボヘミア、ズデーテンラントの両州政府は、自らをドイツ系オーストリアの州(Provinz)であると宣言し、ドイツ系オーストリアがドイツの構成部分であるという宣言と合わせて、この地域のドイツ人がドイツないしドイツ系オーストリアへの帰属を望んでいることを明確に表明した。

ドイツ系ボヘミア州政府はチェコスロヴァキア政府と、講和会議が帰属を決定するまで、行政における平和的協力のための協定を結ぼうとしたが、11月4日、チェコ政府閣僚ラシンはドイツ系ボヘミア州政府首相代行ゼリガーに「反逆者とは交渉しない」と拒否した。パウアーによれば、つい最近までオーストリアに対する反逆という理由で迫害されていたチェコ人ブルジョワジーは、今や自らの自決権のために戦っているズデーテンドイツ人を反逆者とみなしていた²⁶⁾。

チェコスロヴァキア政府は、ドイツ系ボヘミア、ズデーテンラント、ベーマーヴァルトガウ、ツナイムの4地域(以下「ズデーテン地方」)に対して封鎖の措置を取り、食糧・石炭の供給を停止した。敗戦したドイツ及びドイツ系オーストリアにはズデーテン地方のドイツ人を援助することは不可能だった。

チェコ軍は連合国の(暗黙の)了解を得て、1918年11月10日にズデーテン地方への侵攻を開始した。封鎖により食糧暴動・略奪が始まると、ドイツ人ブルジョワジーはむしろチェコ軍の早期占領を要請した。こうしてズデーテン地方はほとんど抵抗に会うこともなくチェコ軍によって占領された。12月11日、ドイツ系ボヘミア州政府は隣接するドイツ・ザクセン州の首都ドレスデンに亡命し、12月19日、ズデーテンラント州政府は退陣した。チェコ軍による占領は、12月18日のトロップパウ Troppau の占領で完了した²⁷⁾。かくてこの地域の帰属を最終的に決定するはずのパリ講和会議が始まる前に、チェコ人によるズデーテン地方の占領という既成事実が作られることになった。

第3節 パリ講和会議

1919年1月に始まるパリ講和会議を前にして、ドイツ系オーストリア政府は1918年12月13日、戦勝国諸政府に対して覚書を送った。その中で、ズデーテン地方について、そのドイツ的性格は明らかであること、住民がチェコスロヴァキアへの編入を望まないという意志は明らかであるとしてチェコスロヴァキアへの編入に反対し、もし疑念があるのならせめて住民投票を、と主張した²⁸⁾。

これに対してチェコスロヴァキア政府は、1918年12月20日、同じく戦勝国諸政府に覚書を送り、既に占領済みのズデーテン地方の実効支配の承認(追認)を要求した。但し、最終的な帰属

の決定は講和会議の決定によるとした²⁹⁾。

パリ講和会議は、国際慣例に反して、敗戦国の代表を一切討議に参加させなかったから、当然ながら情勢は戦勝国の一員とされたチェコスロヴァキアに圧倒的に有利だった。講和会議で大統領マサリク、外相ベネシュは非常に精力的に動いた。彼らは「歴史的権利」を根拠にズデーテン地方の分離に反対、「ボヘミア王冠の諸邦」をチェコスロヴァキア国家に編入することを主張し、また言語的・民族的理由からスロヴァキアの編入を主張した。ベネシュはその他、経済的理由、軍事戦略的理由、政治的理由も挙げた³⁰⁾。ベネシュは覚書の結論部分で、ボヘミアのドイツ人は統一されていないこと、明確な指導者がいないこと、従って「自決権」を行使できる主体でない、という議論も展開した。むしろ冷静なドイツ人は「自発的であれ、強いられてであれ、経済的理由から、大ドイツよりもチェコスロヴァキア国家を選択する宣言している」、と。しかしこの主張には虚偽も含まれていた。

1919年2月6日、ドイツ・ヴァイマルで国民議会が召集された。冒頭、「人民委員会議長」のエーベルト Ebert（2月11日に大統領に選出）が、ドイツ系オーストリアの議員たちを迎える日を楽しみにしているという演説を行った^{30a)}。ドイツはオーストリアとの合邦の意志を改めて表明した。1919年3月2日、ドイツ政府とドイツ系オーストリア政府は協定を締結し、「ドイツ系オーストリアは独立した構成国家としてドイツ帝国に加入する」と合邦の意志を再確認した^{30b)}。

1919年3月4日、ドイツ系オーストリアの憲法制定国民議会が召集された。この日に合わせて、ドイツ系ボヘミアとズデーテンラントで、自決権を要求する住民の大規模なデモが行われた。社会民主党が呼びかけ、ほとんどすべての政党が参加した。選挙に参加できなかったオーストリア国民議会に連帯の意志を伝え、また自分たちを見捨てないでくれという願いを込めていた。デモは平和的に行われたが、チェコ当局は軍隊を動員し、デモを鎮圧した。その際54名の死者、100名以上の負傷者を出した³¹⁾。労働者は翌5日、抗議のゼネストを行った。ズデーテン地方のドイツ人は、ドイツ（ないしドイツ系オーストリア）への帰属意志をはっきりと表明した。しかし今回も無視された。

連合国の中では、アメリカがドイツ人地域のド

イツへの帰属を主張した³²⁾。アメリカ代表団顧問のハーバート大学教授クーリッジは1919年3月10日、次のような意見書を出していた。

「もしチェコスロヴァキアが要求するように、その全領域を与えたならば、チェコ人の支配下に置かれるのを望まない数百万の人々に対する不正となるばかりでなく、新国家の将来にとっても危険であり、おそらく悲劇的なこととなるだろう。チェコの兵士がいくつかの町でドイツ人群衆に発砲した3月4日の流血は、ほとんど許すことができない。」³³⁾

クーリッジは、この時既に将来を、特に1938年を予言していたと言えるだろう。彼はまた南部は上オーストリア州及び下オーストリア州に編入、エーガーラントはバイエルン州に編入、ドイツ系ボヘミアは自然国境ゆえにザクセン州への編入は困難だし、経済的価値が大きいのでこれを失うことはチェコスロヴァキアにとっては大打撃だが、住民の圧倒的多数が分離を望むならば、拒むことはできない、ズデーテンラントはプロイセン州に編入かドイツ内の独立州、と提案した。しかしアメリカの立場は貫徹できなかった。ドイツを抑えるためにチェコスロヴァキアを含む周辺国を強化しようとするフランスの意向が最終的に通った。

チェコスロヴァキアは、フランスの強い支援を受けて、ズデーテン地方を含む「歴史的ボヘミア」の獲得に成功した。しかしそれは「民族問題の解決」という目的意識とは全く無関係に、もっぱらドイツを弱体化しようとするフランスの意図とそれに従属するチェコ人のナショナリズムによって実現された。従ってチェコスロヴァキアの独立によって民族問題が解決されるわけではないことは、フランスを初めとする戦勝国によって十分過ぎるほどに認識されていた。またフランスの力を借りてドイツに対して目的を達したことは、もしフランスに見捨てられた場合は、単独でドイツと立ち向かわねばならないことを意味した。そしてそれは1938年に実際に起きた。

第4節 ヴェルサイユ／サンジェルマン条約

敗戦国ドイツとドイツ系オーストリアは、戦勝国が一方的に作成した講和条約草案を突き付けられた。ドイツには5月7日、オーストリアには6月2日。オーストリア代表団だったオットー・パウアー（外相）によれば、それは「恐るべき文書」³⁴⁾ だっ

た。ドイツ系ボヘミア、ズデーテンラント、ペーマーヴァルトガウ、ツナイムの4地域がチェコスロヴァキアに、南チロルがイタリアに、ケルンテンの大部分とシュターアマルクの一部が南スラヴ国家に編入されることになっていた。しかし合邦禁止は含まれてなかった。国内には、合邦の断念によって、講和条件の緩和を求める声が一気に高まった。しかしオットー・バウアーは合邦を主張した。フランスはバウアーを「パン・ゲルマニスト」、さらには「ポリシェヴィキ」と攻撃した。マルクス主義理論家が外相であることをフランスは許さなかった。オットー・バウアーは辞任した^{34a)}。

7月20日、第2次草案が提示された。重要な変更点は、ケルンテンの帰属を住民投票で決定することになったことであった。合邦問題については、6月28日に合邦を事実上禁止したヴェルサイユ条約の調印により、解決済みとなっていた。

9月2日に第3次案（最終案）が示された後の9月6日、ドイツ系オーストリア国民議会は全会一致で次のような抗議声明を採択した。

「ドイツ系オーストリア共和国国民議会は、全世界を前にして厳かに抗議する。サンジェルマン講和条約が、ドイツ系オーストリアの独立を守るという口実の下に、ドイツ系オーストリア人民から自決権を奪ったこと、その心からの願いであり、経済的・文化的・政治的な生存条件である、ドイツ系オーストリアと母国ドイツの統一を拒んだことに抗議する。...

数百年に渡って政治的・経済的共同体を築いてきた350万のズデーテンドイツ人とアルプス・ドイッ人を暴力的に引き裂き、彼ら（ズデーテンドイツ人）の民族的自由を奪い、同じ講和条約の中で公然と敵と称している民族による異民族の下に置くという同盟及び連合諸国の決定に激しく抗議する。」³⁵⁾

しかし調印を拒むことは不可能だった。9月10日、ドイツ系オーストリア政府代表はサンジェルマン条約に調印した。10月17日、国民議会在が批准、「ドイツ系オーストリア」は「オーストリア共和国」に改称させられた。ドイツとドイツ系オーストリアのドイツ人はその意志に反して合邦を禁止され、またズデーテン地方のドイツ人はその意志に反して、新生チェコスロヴァキアに編入された。ここにズデーテン問題が発生した。

サンジェルマン条約第57条は、少数民族の権

利の保護について次のように定めていた。

「チェコ・スロヴァキアは、主たる同盟及び連合諸国と締結すべき条約の中で、チェコ・スロヴァキア内の民族的・言語的・宗教的少数者の利益を守るために、主たる同盟及び連合諸国が必要とみなす諸規定を承認する。」³⁶⁾

1921年の人口統計によれば、チェコスロヴァキアの人口は1360万であり、そのうち「国家民族」とされたチェコ人が680万、スロヴァキア人が200万、少数民族はドイツ人が310万、ハンガリー人が74.5万、ウクライナ（ルテニア）人が46.2万、ポーランド人が7.6万である³⁷⁾。サン・ジェルマン条約によって民族問題が解決されるわけではないことを、戦勝国は十分に認識していた。だからこそ、条約本体とは別に、「少数民族保護」のための特別の条約で、少数民族の保護をチェコスロヴァキアに約束させざるを得なかった。ズデーテン地方のドイツ人の自決権を無視したことに負い目があったからに他ならない。問題は、少数民族の権利の保護規定が公正に機能するかどうかであった。

おわりに

サンジェルマン条約が調印された同じ1919年9月10日、チェコスロヴァキアは「主たる同盟及び連合諸国」（米英仏伊日の5カ国）と少数民族保護条約を締結した。そこではチェコスロヴァキアが制定する憲法が「出生、国籍、言語、民族、宗教の区別なしに、すべての住民」に「完全な保護」を与えることを命じている。これを受けてチェコスロヴァキアは1920年2月29日に憲法を制定し、同じ日に「言語法」（憲法的法律）が制定され、これによって少数民族の権利の保護が明記された。しかし自らの意に反してチェコスロヴァキア国家に編入されたドイツ人にとってそれは満足できるものではなく、その不満が後にヒトラー政権に利用されていくことになる。チェコスロヴァキアの憲法と言語法が一体どのようなものであり、どのような問題をかかえていたを明らかにすることが、次の課題である。

注

- 1) ピエール・ボヌール『チェコスロヴァキア史』（白水社、1969年）、12頁；薩摩秀登「ドナウ・ヨーロッパの形成」『ドナウ・ヨーロッパ史』（山川出版、1999年）、21頁。
- 2) ズデーテンドイツ人と彼らを支持するドイツ人歴

- 史家・政治家はこれをドイツ人の「再定住」(Wiedersiedlung)と表現している。参照、http://www.genealogienetz.de/reg/SUD/hist/Kapitel_01.htm。
- 3) ルクセンブルク朝の初代ヨハンの息子カール [ボヘミア国王としてはカレル1世, 神聖ローマ皇帝カール4世] の時代に, 後に問題となる「ボヘミア王冠の諸邦」(ボヘミア, モラヴィア, シレジア) という理念が生まれた。薩摩, 64頁。
 - 4) Hans Hautmann, Zur Vorgeschichte der "Bebes-Dekrete", in: Mitteilungen der Alfred Klahr Gesellschaft, Nr.2/2001. http://www.klahrgesellschaft.at/Mitteilungen/Hautmann_2_01.html。
 - 5) ボヌール, 70頁。
 - 5a) オーストリア (帝国の西半分、いわゆる内ライタ Zisleithanien) の民族構成 (1910年) は次の通りである。ドイツ人995万 (35%)、チェコ人644万 (23%)、ポーランド人497万 (17%)、ウクライナ人352万 (12%)、スロヴェニア人125万 (4%)、セルボクロアート人79万 (3%)、イタリア人77万 (3%) など。テイラー, 389-390頁。
 - 6) ゲオルク・シュタットミュラー『ハプスブルク帝国史』(刀水書房, 1989年), 179-180頁; 小沢弘明「二重制の時代」『ドナウ・ヨーロッパ史』, 225頁。
 - 7) Dokumente zur Sudetenfrage. München/Wien 1984 [以下, Dokumente], S.90。
 - 8) ポーゼンではこれに抗議する学校ストライキ運動が行われた。参照, 伊藤定良『異郷と故郷』(東京大学出版会, 1987年); 保科孝一『獨逸屬領時代の波蘭における國語政策』(朝鮮総督府, 1921年)
 - 8a) 大津留厚『ハプスブルクの実験』(中公新書, 1995年), 129頁。ところで言語学者保科孝一によれば, この憲法第19条こそがハプスブルク帝国の解体を招いたという。つまり「民族の均等の権利を承認」すれば, 民族間の闘争は決して消滅せず, ひいては国家の基礎が危うくなる, と。参照, イ・ヨンスク「満州国と“国家語”」同『「国語」という思想』(岩波書店, 1996年)。保科の議論は同化主義の立場からのものであり, また多分に結果論である。
 - 9) A・J・P・テイラー『ハプスブルク帝国1809-1918』(筑摩書房, 1987年, 原著は1948年) 227-228頁; シュタットミュラー, 181頁; 大津留, 113-116頁。
 - 9a) チェコ人労働者の流入はドイツ人労働者の一部の間には排外主義的な傾向を生み出した。彼らは「スラヴ人、特にチェコ人労働者がドイツ人居住地域にあふれることに反対」した。チェコ人労働者は「拝金主義で肥え太ったドイツ人企業家が低賃金ゆえに招き入れた」と。ドイツ人労働者は、チェコ人という異分子を排除しようとした。また低賃金のチェコ人労働者に自分たちの職場を奪われかねないと恐れた。1885年に Budweis (チェコ名 Ceske Budejovice) で結成された "Deutsche Gesellenverein" (ドイツ人徒弟組合) や1886年にライヘンベルク (チェコ名 Liberec) で結成された "Deutsche Gehilfenverein" (ドイツ人徒弟組合) などが最初の「フェルキッシュ völkisch」(ドイツ民族至上主義的、排外主義的) な団体である。彼らは、その人種主義的ナショナリズムによってヒトラーに大きな影響を与えたとされるシェーネラー Georg Ritter von Schönerer の強い思想的影響下にあった。ドイツ人労働者の間にチェコ人を「劣った民族」と見下す傾向があったのは否定できない。一方チェコ人労働者の目にはドイツ人労働者、特に組合幹部は「労働貴族」そのものに見えたとはいえない。このことは、ボヘミアのような民族混住地域では「労働者対資本家」の対立図式が必ずしも純粋に現れるわけではないという事例であろう。参照、Hans Hautmann, Sudetendeutscher Nationalsozialismus, in: Mitteilungen der Alfred Klahr Gesellschaft, Nr.3/2002. http://www.klahrgesellschaft.at/Mitteilungen/Hautmann_3_02.html。
 - 9b) 1882年に、シェーネラーら「急進派」が発表したリンツ綱領は、“deutschnational”という形容詞で呼ばれたオーストリアでのドイツ民族主義運動(大ドイツ主義運動)の綱領である。それはドイツ人の少ないガリチアとダルマチアをオーストリアから分離し、それぞれポーランド人、イタリア人の支配に委ね(あるいはハンガリーに編入)しようとするものであり、さらにドイツ帝国との統合を主張した。参照、テイラー, 234-235頁。シュタットミュラー (215頁) はこの運動を後のズデーテンドイツ人党につながるものと評している。
 - 10) シュタットミュラー, 181頁
 - 11) 同上; テイラー, 263頁。
 - 12) モラヴィアにおいては、1905年に「モラヴィアのアウスグライヒ」が成った。行政をチェコ人部門とドイツ人部門に分離し、また州議会の選挙は、民族別に作成された選挙人(有権者)名簿、民族毎の選挙区で行われることになった。テイラー, 290頁; シュタットミュラー, 182頁。
 - 13) Dokumente, S.90.この党は1920年に「チェコスロヴァキア国民社会主義党」と改称した。後の大統領ベネシュもこの党に所属した。ナチスの「国民社会主義」とは無関係である。
 - 14) Ebenda, S.91f.
 - 15) Ebenda, S.93f.オーストリア社会民主党、特にその理論的指導者オットー・パウアーの構想については、オットー・パウアー『民族問題と社会民主主義』(御茶の水書房, 2001年); 丸山敬一「マルクス主義における“民族”の将来像」日本政治学会編『ナショナリズムの

- 現在／戦後日本の政治』(岩波書店, 1994年), 101-116頁を参照。オーストリア社会民主党のきわめて興味深い構想は, 1970年以後, 共同体と地域という二つのレベルでの連邦化を行ったベルギーで実験中である。参照, 拙稿「ベルギー東部のドイツ語共同体の自治」『弘前大学教育学部紀要』第83号, 2000年, 1-11頁。
- 15a) 社会民主党(及び労働組合)の内部にもドイツ民族主義(排外主義)に限りなく近い潮流が存在した。オットー・パウアーのように両民族の和解を最優先する勢力は少数派だった。オーストリア社会民主党の分裂については, 参照, 小沢弘明「オーストリア社会民主党における民族問題」『歴史学研究』第572号, 1987年。
- 16) A・J・メイア『ウィルソン対レーニン』II(岩波書店, 1983年), 195-196頁。
- 17) Dokumente, S.110.
- 18) Ebenda, S.111.
- 19) Ebenda.
- 20) Ebenda, S.113.
- 20a) Ebenda, S.114.
- 21) Ebenda, S.112.
- 22) ボルース, 100頁; 林忠行「第一次世界大戦と国民国家の形成」『ドナウ・ヨーロッパ史』, 263頁。
- 23) Dokumente, S.113, Anm.6.
- 24) オットー・パウアー『オーストリア革命』(早稲田大学出版部, 1989年, 原著は1923年), 155頁; <http://www.winni-the-pooh.de/sozial/sudeten/sudeten2.htm#1918>
- 25) 同上
- 26) 『オーストリア革命』, 158頁。
- 27) 同上, 191-192頁。
- 28) Dokumente, S.116.
- 29) Ebenda, S.116f.
- 30) Ebenda, S.118-121. ボヘミアには旧ハプスブルク帝国の工業の3/4が集中していたが, そのほとんどはズデーテン地方にあった。ベネシュは1938年にも同じ理由でズデーテン地方のドイツへの割譲に反対した。
- 30a) Ebenda, S.124.
- 30b) Ebenda, S.127.
- 31) 『オーストリア革命』, 192頁。
- 32) アメリカはドイツとオーストリアの合邦についても肯定的だった。ランシマン国務長官は戦争末期の1918年9月22日の覚書の中で「オーストリアを旧国境および大公領の称号まで制限すること。ドイツ帝国連邦国家へ大公領を編入すること」と述べていた。『オーストリア革命』, 212頁。
- 33) Dokumente, S.129.
- 34) 『オーストリア革命』, 219頁。
- 34) 同上, 222-229頁。
- 35) Dokumente, S.136.
- 36) <http://www.versailer-vertrag.de/svsg.htm>
- 37) Hautmann, a.a.O.
- 38) <http://www.verfassungen.de/cz/minderheiten/schutzvertrag19.htm>

(2003. 7 .31受理)